

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク

慶 弔 規 定

第1条

特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク（以下「法人」という）会員および職員に対しての慶弔は本規定によるものとする。

第2条

慶事について、以下のとおりとする。

- (1) 法人職員の慶事及び表彰に関しては、職種ごとに定める就業規則による。
- (2) その他の特別な慶事に関しては、理事会で対応を協議する。ただし、緊急を要する場合は、理事長及び事務局において協議・決定し、事後の理事会に報告する。

第3条

弔事について、以下のとおりとする。

- (1) 次の弔事の際は、ご遺族に対し以下のものを贈るとともに、理事長名で弔電を打電する。
 - ① 児童クラブ入所児童の死亡……………弔慰金10,000円
 - ② 児童クラブ入所児童の保護者の死亡……………弔慰金10,000円
 - ③ 法人職員及び法人役員の死亡……………弔慰金10,000円
 - ④ 法人職員の一親等の親族及び配偶者の死亡…生花
- (2) 上記(1)の弔事を知りえた会員または職員は、すみやかに所定の用紙で法人事務局に連絡すること。
- (3) 事務局は、通夜及び葬儀の日時・場所等を法人役員及び各クラブ等に連絡する。
- (4) 通夜及び葬儀等へは、法人代表として理事長もしくは法人役員が、可能な限り参列するものとする。
- (5) その他の弔事に関しては、理事会で対応を協議する。ただし、緊急を要する場合は、理事長及び執行部において協議・決定し、事後の理事会に報告する。

第4条 返礼

本規定による慶弔に対しては、一切返礼しないものとする。

第5条 改廃

本規定の改廃は、法人理事会の承認を要するものとする。

付則

この規定は平成21年4月1日から施行する。

この規定は平成29年8月20日から施行する。

この規定は平成30年10月21日から施行する。